

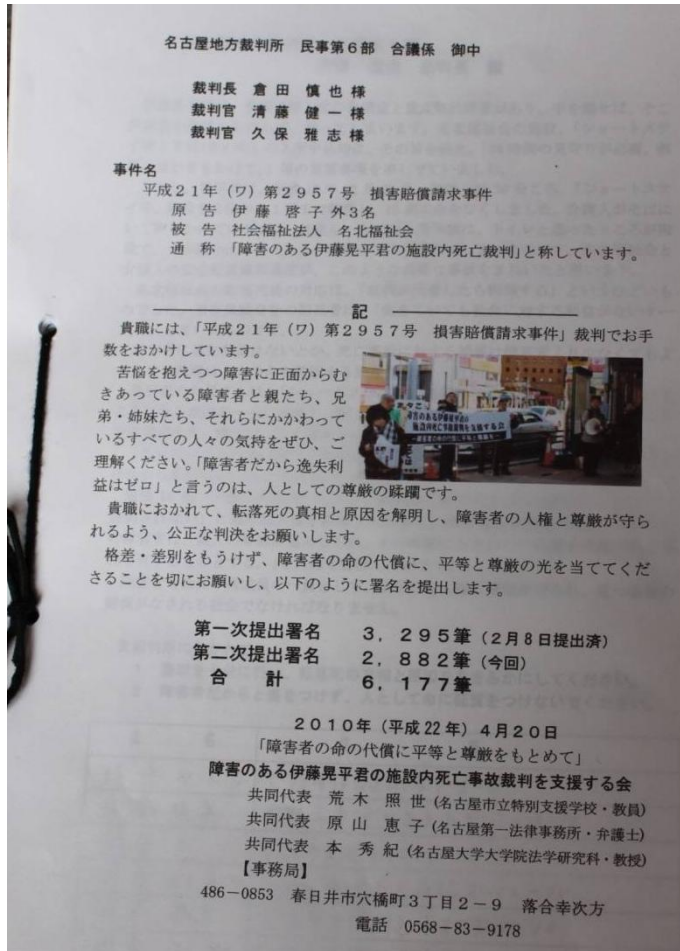
障害者の命の代償に平等と尊厳を

伊藤晃平君裁判を支援する会ニュース No3

2010年2月1日

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会
〒486-0853 春日井市穴橋町3丁目2-9 落合幸次方
0568-83-9178 (電話とFAX)

Eメール ochiai-yukitsugi@mopera.net



安藤一巳さんを偲ぶ会 (2月21日 12時～)

2月21日(日)12時から、愛知労働会館・本館4階で、梅尾裁判を闘い、伊藤晃平君裁判を支援する会の中心的な役割を果たして見えた安藤一巳先生の偲ぶ会が開催されます。

「偲ぶ会」は、食事をしながら安藤先生を偲び参加者と交流をいたします。奥様と息子さんも参加されます。参加の有無は落合さんまでお知らせください。会費は4,000円程を予定しています。

伊藤晃平君裁判を支援する会のビラをまきます (2月21日 10時30分～)

安藤一巳先生を偲ぶ会の開会前、10時30分から金山総合駅北側のバスターミナル付近で1時間ほど、伊藤晃平君裁判を支援する会のビラまきとハンドマイク宣伝を行います。

ビラ、ハンドマイク、署名板、横断幕は、事務局で準備します。2月21日、10時30分から、元気に通行人にアピールしてから安藤先生偲ぶ会に参加したいと思います。

伊藤晃平君裁判を支援する会世話人会議 (2月19日午後6時30分～)

2月19日(金) 午後6時30分から第4回世話人会議を、名古屋共同法律事務所会議室で開催します。多くの方の参加をお願いします。

裁判所へ署名を提出します (2月8日 午後1時～)

署名は、北は北海道から九州までの方々から寄せられています。約3,600筆の署名が事務局に寄せられています。2月8日、午後1時、名古屋地方裁判所前に集合して、裁判所に提出します。数分で終わると思いますが、ぜひ、ご参加ください。

第4回口頭弁論 (2月12日 10時～)

2月12日(金)10時から、名古屋地裁1102号法廷でだい4回口頭弁論が行われます。ぜひ、ご参加をお願いします。

保険会社の支店長から「協力できる」と電話あり

昨年(2009年)の12月21日、保険会社の支店長という方から「本当に損害賠償ゼロか。保険会社はこの問題について敏感になっている。逸失利益では、働いていないとか、収入が少ないなどで同じような

説明になるが、お聞きすると対応としては残念ですね。判例は固定されたものでないので頑張って下さい。協力できることがあれば協力します。」と電話で話されました。

裁判所で和解と判決が相次ぐ

12月4日、札幌地裁で、「重度自閉症の障害者にも将来に可能性」と逸失利益を、自賠償に加え被告側が払うことで和解が成立。(昨年12月20日「しんぶん赤旗」)

12月25日、青森地裁は、重度知的障害者(当時16歳)に対し「一程度の就労可能性はあったとし、青森の最低賃金を根拠に逸失利益等3,200万円」を被告側に命じた。(昨年12月26日の朝日新聞と「しんぶん赤旗」)

(以上)